主 文

原判決を取消す。 本件を横浜地方裁判所に差戻す。 移送の申立はこれを却下する。

事実

控訴人は「原判決を取消す。本件を東京地方裁判所に移送する。」 との判決を求めた。

控訴人は請求の原因として「控訴人は、昭和一一年五月七日双方の親の取決めに従って朝鮮慶尚北道 a郡 b面 cにおいて被控訴人と婚姻した。

然し婚姻後控訴人は前記場所にあつて父の営む酒造業を手伝い、被控訴人は本籍地で控訴人の母と暮すことになつたので、控訴人及び被控訴人は夫婦としての同棲生活をなすまでに至らなかつた。然るところ控訴人は同一七年七月頃単身で日本に渡来し横浜市の会社で働くようになつたのであるが、控訴人が日本に渡来しての合きでなった旨控訴人の父から、被控訴人が無断で家を出たまま消息がわらいるなった旨控訴人に対し手紙で知らせてきた。そしてその後は被控訴人から何の音次はもなく爾来今日まで生死不明のまま二十数年になる。以上の事実は日本国民法第七七〇条第一項第三号に該当すると同時に控訴人等の本国法(韓国民法)の親婚において日本人たるAと事実上の婚姻生活を営み、且つ関東電子工業株式会社で機械工及び自動車運転手として働いている。」と述べ、証拠として甲第一号証、同第二号証の一及び二を提出した。

被控訴人は公示送達による適法な呼出を受けたが、本件口頭弁論期日に出頭せず 且つ答弁書その他の準備書面をも提出しなかつた。

裁判所は職権により控訴本人を尋問した。

理一中

二、 そこで、我が国の裁判所が、右認定の事実関係の下において、控訴人の離婚請求につき裁判権を有するかどうかについて判断する。

る。 然しながら他面我が国に多年に亘る住所を有し、我が国の社会に全面的にその生 然しながら他面我が国に多年に重る住所を有し、我が国の社会に全面的にその生 がは、これる原生が実命された場合しかも被告が行方不明の場合、その他右に 準ずる場合等において、もし前記のような被告主義の原則を固守し、被告の住所が 我が国にない以上裁判権はない、として右の如き立場にある原告の離婚請求を拒否 するならば我が国に住所を有する外国人の身分関係に十分な保護を与えないことと なり、結局原告の犠牲において被告を不当に保護することとなつて国際私法生活に おける正義公平の理念にもとることになるものといわなければならない。従つて右 の如き特別事情の存する場合においては例え被告が我が国に最後の住所を有さなく とも我が国に離婚の裁判権があると解するのが相当である。 (最高裁判所昭和三六 年(才)第九五七号、同三七年(才)第四四九号事件各判決参照)

本件をみるに、控訴人は「被控訴人が昭和一八年頃本籍地の控訴人方を無 断で家出して以来今日まで二十数年の間生死不明である」ことを理由に離婚を求め ているのであり然も控訴人は昭和一七年以降我国に住所を有し判示の如く我が国の 社会に全面的に生計を依拠しているのであるから、被控訴人が我が国に最後の住所 を有しなくとも本件訴訴は我が国の裁判権に属するものと解すべきである。

よつて我が国に裁判権がないことを理由に本件訴を却下した原判決は不相当であ るからこれを取消し且つ本件を第一審管轄裁判所に差戻すべきものである。

ところで本件訴訟の第一審管轄裁判所について考えるに 〈要旨第二〉四、 訴訟が我が国の裁判権に属する以上これが</要旨第二>手続については我が国人事訴 訟手続法が適用されるものであることは云うまでもない。前記甲第一号証(戸籍謄 本)によると、被控訴人は控訴人との婚姻により姓こそ変らなかつたけれども控訴 人の祖父を戸主とする控訴人の家に入つていることが認められるので人事訴訟手続 法第一条の適用に関しでは夫婦が夫(控訴人)の氏を称したものと認め得べく、従 つて本件訴訟は夫たる控訴人の住所が横浜市にあるから、その第一審は横浜地方裁 判所の専属管轄に属するものというべきである。

よつて民事訴訟法第三八六条、第三八八条により原判決を取消し本件を横浜地方 裁判所に差戻すこととし、移送の申立はその理由がないのでこれを却下することと し主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 毛利野富治郎 裁判官 加藤隆司 裁判官 安国種彦)